

決議案第 1 号

ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議

上記決議案を別紙のとおり、奈井江町議会会議規則第13条の規定により提出する。

令和4年3月16日提出

提案者	奈井江町議会議員	大 関 光 敏
賛成者	〃	笹 木 利津子
〃	〃	竹 森 毅

ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議

本年、2月24日に開始されたロシア軍によるウクライナへの侵略は、明らかに同国の主権及び領土の一体性を侵害し、武力行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反であって、断じて許されない行為である。

こうした力による一方的な現状変更は欧州にとどまらず、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態であり、看過できるものではない。

ロシアは、国際社会からの強い自制の求めにもかかわらず侵略行為を続け、人々に甚大な苦しみと無用な犠牲者を生んでおり、さらなる市民への被害の拡大も深く憂慮される。

よって、奈井江町議会は、今般のロシアの侵略行為に対し強く非難するとともに、ロシア軍の攻撃停止と即時撤退、及び国際法の遵守を強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月16日

北海道空知郡奈井江町議会